



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 : フジ日本精糖株式会社  
代表者名 : 代表取締役社長 江口 達夫  
(コード番号 2114 東証第二部)  
問合せ先 : 執行役員管理本部本部長  
福田 弘  
( TEL. 03-3667-7811 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、下記のとおり平成 21 年 6 月 19 日開催予定の当社第 86 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まではこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規程および文言の加除、修正等の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| 第 2 章 株式<br>(発行可能株式総数)<br>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<br>110,000,000 株とする。<br>(株券の発行)<br>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。<br>第 8 条 (条文省略)<br>(単元株式数および単元未満株券の不発行)<br>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。<br>2 当社は、本規程の第 7 条の規定にかかわ<br>らず、単元未満株式に係る株券を発行し | 第 2 章 株式<br>(発行可能株式総数)<br>第 6 条 (現行どおり)<br><br>(削除)<br><br>第 7 条 (現行どおり)<br>(単元株式数)<br>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。<br>(削除) |

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>ないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</p> |
|--|--|

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成21年6月19日  
平成21年6月19日

以上